

事 務 連 絡
令和2年5月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定 御中
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について

自動体外式除細動器（AED）については非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきたところです。

先般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者による AED 使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、「AED の適正配置に関するガイドライン」の補訂がとりまとめられましたので情報提供いたします。

ついでには、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

○AED の適正配置に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/000510061.pdf>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp